

令和5年4月一部改正

大泉町雇用奨励金

町民を新たに町内の事業所における正規雇用従業員として
1年以上雇用した事業者に対して奨励金を交付します。

1. 交付対象者

◎次に該当する事業者

- 下記の「2.対象従業員」を雇用していること
- 町内に事業所を有すること
- 町税を完納していること など

2. 対象従業員

◎次に該当する従業員

- 町民または新たに正規雇用従業員として雇用された日から30日以内に町内に住所を移すこと
- 1年以上継続して雇用され、町内の事業所で勤務すること
- 試用期間中の者でないこと など

【対象外となる従業員】

- 非正規雇用従業員
(例：有期雇用、短時間勤務など)
- 派遣労働者
- 帰国が前提となる在留資格の外国人労働者
(例：技能実習生・特定技能第1号など)

対象従業員を新たに正規雇用従業員
として雇用した日から

30日以内の申請が必要です

3. 奨励金額

◎対象従業員1人につき

10万円

◎障害者については1人につき

15万円

※1年度につき1事業者当たり上限100人分

4. 問合せ・申請

大泉町役場経済振興課（1階3番窓口）

電話：0276-63-3111

（内線553）

※詳しくは町ホームページを
ご覧ください。



裏面「申請チェックリスト」へ

申請チェックリスト

①【認定申請】 対象従業員を新たに正規雇用従業員として雇用した日から30日以内に申請

チェック	書類名	確認事項
☐	大泉町雇用奨励金対象従業員認定申請書（様式第1号）	○営利を目的として事業を行う個人または株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は法人税法第2条第7号に規定する協同組合等であること <u>※社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、公益・財団法人等は該当しない</u> ○町内に事業所を有し、事業所設置の届出を公共職業安定所に行っていること ○労働関係帳簿（出勤簿など）を整備、保管していること ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営んでいないこと ○他の公的助成金と重複受給にならないこと ○過去に当該事業者又はその事業者の親会社若しくは子会社が交付を受けた奨励金に係る対象従業員でないこと ○正規雇用従業員としての試用期間中でないこと
☐	対象従業員の住民票の写し 又は住民基本台帳閲覧同意書（様式第2号）	○対象従業員が新たに正規雇用従業員として雇用された日に町内に住所を有していること、又は雇用された日から30日以内に町内に住所を移していること ○派遣労働者および外国人労働者であって、在留資格が「技能実習生」、「特定技能第1号」、特定活動のうち経済連携協定に基づく受け入れ人材としての看護師・介護福祉士の試験合格前のものでないこと
☐	雇用契約内容が分かる書類の写し	○雇用保険法施行規則に規定する雇用期間に定めのない正規雇用従業員であること ○雇用された日から1年以上継続して雇用され、町内の事業所で勤務すること ○所定労働時間が1週間当たり30時間以上 ○雇用保険の一般被保険者として加入していること
☐	【対象従業員が障害者の場合】 身体障害者手帳、療育手帳または 精神障害者保健福祉手帳の写し	○手帳の写しが対象従業員のものであること

②【交付申請】 認定した対象従業員を正規雇用従業員として雇用してから1年が経過した日から30日以内に申請

チェック	書類名	確認事項
☐	大泉町雇用奨励金交付申請書（様式第5号）	○雇用した日から起算して1年を経過した日から30日以内であること ○対象従業員が引き続き町内に住所を有していることを確認（認定申請時に住民票の写しを提出した場合は交付申請時に再度住民票の写しを提出）
☐	雇用状況実績報告書（様式第6号）	○認定後町内の事業所で1年以上勤務した実績があること
☐	雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	○雇用保険に加入していること
☐	町税の調査閲覧同意書	○町税に滞納がないこと